

別表十（五）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において措置法第59条の3第1項《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする

場合の記載は、次によります。

- (1) 「通算所得基準額7」の欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号《用語の意義》に規定する確定申告書等をいいます。）に添付された別表十(五)付表二「7」の金額を記載します。
- (2) 「所得基準額9」の欄は、記載しません。